

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月4日(木)午前9時30分から午前10時23分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光y
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する  
地目認定について

報告事項

(1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### (開会)

#### <新村職務代理>

みなさん、おはようございます。不安定な天候の中ご苦労様です。ただいまから辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

#### <福島会長>

あらためておはようございます。今年は春の霜とか、先だっては米粒くらいの雹が降りまして、果樹の関係は全滅のところもあると聞いています。先般は上伊那農業委員会の総会がありまして、今年は辰野町がメイン会場となりまして、赤羽課長以下事務局の皆さんに良い研修の場所を提供していただきました。マブチの冷蔵庫を見たり、あんぽ柿の施設を見たりし、上伊那の協議会の皆さんも辰野も素晴らしいところがあるじゃないかということで、いい雰囲気です。終了することができ大変ありがとうございました。今日の委員会もしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### (議事録署名委員の指名)

#### <有賀会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしくお願いいたします。

#### <赤羽事務局長>

議事に入ります。議長につきましては、会長よろしくお願いいたします。

### (議事)

#### <有賀会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

#### <唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

辰野町中央…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字北原…番…、地目は田、面積450㎡を、

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは以前から申請地を借り受け耕作しておりましたが、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は87アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

#### <小澤委員>

過日、野澤委員と立会いをさせていただきました。事務局の説明のとおり、何年も前から借地して、畑として使用していたことを確認し、杭等なら問題ないとお見受けし、意見書を提出したところです。よろしく申し上げます。

#### <原委員>

付け足しです。今農業委員になって荒廃農地とか遊休農地とかソーラーだとか一生懸命私なりに考えるようになりました。実はこの土地は登記が済んでいない土地でして、Aの祖母の名前のままできた土地でした。農業委員になって考えたときに、こういうことをきちんとしておきたいなと思いましたので、親族に声をかけまして丸2年かかりました。それでAのできることはこの程度だと思ったので、相続してしまいました。そうしましたら、Bさんがずっとこの土地を使って耕作をしてきてくださって、そういうことであれば引き続き自分のものとして使っていきたいなということになりまして、こういう登記をさせていただいて今回総会にあげさせていただきます。

#### <福島会長>

この件についてご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、この件につきましては原委員には議決権がないということにさせていただきますので、原委員以外で賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字樋口字矢沢原…番…、地目は畑、面積130㎡を

大字樋口…番地…にお住まいのBさんが取得し、住宅敷地(駐車場)を拡張するための申請でございます。

譲受人のBさんは現在申請地に隣接する住宅に生活しておりますが、駐車場が足りないため、申請地を取得し、自家用及び来客用3台分の駐車場としたい計画です。地図で色塗りをしてあります既存の宅地とあわせた全体面積は391.46㎡であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが、平成30年12月4日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

今説明がありましたように、所有権の移転ということで、Aさんの畑をBさんが購入するという内容です。場所については(場所の説明)。実際には購入する部分につきましては、畑といっても大土手になっていまして、境等ははっきりしていました。立会いはBさんと瀬戸さんと私の3人で確認しました。よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

伊那市前原…番地…に所在する株式会社Cが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は田、面積364㎡、

および大字赤羽…番…、地目は田、面積29㎡を、  
岡谷市長地…番…にお住まいのDさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の株式会社Cは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。

譲受人のDさんは現在町外に生活していますが、家族が増え、環境が良く、通勤に便利である申請地に住宅を新築したい計画です。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の株式会社Cは、建売住宅を建築するため平成30年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、このたび今回の申請者であるDさんより住宅用地として購入したい要望があったため、計画変更をし、住宅用地として売却することとなりました。

申請地は、上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m 以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野中学校及び都市公園(荒神山スポーツ公園)がありますので、農地法第5条2項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

#### <瀬戸委員>

今事務局から説明のあったとおりでございまして、既に分筆されている場所で、境界等もはっきりしております。(場所の説明)、上下水道も入っているところであります。よろしく申し上げます。

#### <福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのDさんが所有いたします、中央…番、地目は田、面積 372 m<sup>2</sup>を、大字伊那富…番地…にお住まいのFさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人は現在町内の社宅に生活していますが、手狭になったため住宅を新築したい

計画です。

申請地は第 1 種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <吉江委員>

6月16日に原委員と私と業者にて立ち会いました。現地は上辰野中央で区画整理された場所であり、境もはっきりしております。地図のとおり東と西側に宅地があり、南と西に道路に囲まれた中央の地籍です。町道には上下水道があり、境界、上下水道等完備しており問題ないと思います。よろしく審議の程お願いいたします。

#### <福島会長>

今の件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

東京都世田谷区等々力…丁目…番…にお住まいのGさんが所有いたします、中央…番、地目は畑、面積 497 m<sup>2</sup>を、飯田市主税町…番地に所在する、H株式会社が取得し、事務所を新築するための申請であります。

譲渡人のGさんは遠方にお住まいで、農地の有効利用を検討しておりました。

譲受人のHは現在町内に営業所を構えておりますが、立地的にわかりにくい場所であることや、老朽化に伴い、新営業所を移転、新築したい計画です。

申請地は第 2 種低層住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

#### <小澤委員>

過日、I不動産から話を聞かせていただき、事務局の説明のとおりですが、Hは今の事務所がわかりづらい所にあることや、老朽化ということで場所を探していたところ、今回の(場所の説明)がGさんの土地で、長い間耕作しているようには見受けられませんでした。一緒に立ち会って見たところ、国土調査の杭がしっかり入っており、周りに

は細かいせぎもあるんですが、鉄板を渡して今後問題のないように使用していくと説明を受けましたので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

<福島会長>

今の件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいJさんが所有いたします、

大字伊那富字若宮…番…、地目は畑、面積198㎡、および

大字伊那富字若宮…番…、地目は畑、面積8.06㎡、および

大字伊那富字若宮…番…、地目は畑、面積1.66㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのKさんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のKさんは現在町内の借家に家族で生活しておりますが、将来を考え、妻の実家に隣接する申請地に住宅を新築したい計画です。

申請地は宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

報告いたします。6月18日に福島会長と私と地権者の方と現地で立会いをさせていただきました。地図のとおり、住宅地に囲まれたわずかな家庭菜園的なところでございます。住宅地に囲まれておりますので、これ以上広がりがあるとは確認できません。境、上下水道については特に問題ありません。

<福島会長>

今の件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計2件、2筆、面積は2,107㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】

<唐澤事務局次長>

地籍調査に伴う地目認定であります。地籍調査の担当より現況が農地であるか否か、転用許可がなされているか、原状回復命令が発せられる見込みについて回答を求められております。今回は下辰野地区の1筆の農地に関しまして申請がありました。地図は12ページをご覧ください。詳細につきましては、議案書に記載されております農地地目変動調書のとおりであります。こちらはL公園内に位置し、転用許可はされておられません。しかしながら長年公園として利用されている現状で、原状回復命令が発せられる見込みもありません。これにつきまして原委員、吉江推進委員に現地を確認していただいております。

<原委員>

6月28日に事務局お二方と吉江さんと私とで見してきました。完全にL公園内のまさに大事な公園の中心になっております。ですので、現況が農地に戻るといことはあり得ないだろうという確認をもって帰ってきました。そして、こういうことが1つ1つきちんとされていくことがいいことだなと感想をもちました。以上です。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無ければ賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1) 農地法 4 条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について 1 件の届出がありました。詳細は議案書の通りであります。先月の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更をご審議いただいた土地になりますが、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

<福島会長>

以上で議事を終わりたいと思います。

その他（事務局 小松）

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について

→総会終了後に提出求める。今後電子データが必要な方にはメールにて送付。

○第 4 回県農業委員会大会における要請事項について(別紙参照)

○委員報酬支払いについて(別紙参照)

○令和元年度長野県遊休農地解消月間実施要領の配布について(別紙参照)

農地パトロール 9/2～実施

農業委員と推進委員がペアになって担当地区をパトロールする。

希望日程、協力員(希望あれば)の連絡を 7/22 までに事務局へ。

8 月総会時に詳細説明

○人・農地プランの実施化推進説明会

7/8(月)12:00 役場集合

○次回委員会総会開催日:8月1日(木) 午後1時30分から 役場第3・4会議室

○エゴマ栽培について(古村推進委員長)

本日の草とりは天候不良により中止。

エゴマの葉がこがねむしに食べられている。粒剤の殺虫剤をまいて対処。  
草とり 7月22日(月)午前9時～現地集合 三角ホー持参

(閉会)

< 新村職務代理 >

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印